

地域生活支援拠点等の整備状況について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）とは、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことである。居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。

2 拠点等の整備が求められる背景

- ・ 重症心身障害者、医療的ケアや強度行動障害を伴う重度障害者に対応することができる施設・事業所が少ない。
- ・ 家族の高齢化に伴い、親なき後の生活支援体制の確保が課題となっている。
- ・ 緊急時の受入れ先の確保が困難であり、拡充が必要である。
- ・ 精神障害者の手帳所持者数や障害福祉サービス利用者数が増大しており、精神障害者を支援する体制の充実が求められている。
- ・ 地域生活への移行に当たり、宿泊体験を提供できる場がない。 など

地域で安心して暮らすために

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者やその家族の緊急事態への対応を図る体制を構築することが必要



居住支援のための機能を備えた
地域生活支援拠点等の整備を目指す

3 拠点等の整備状況

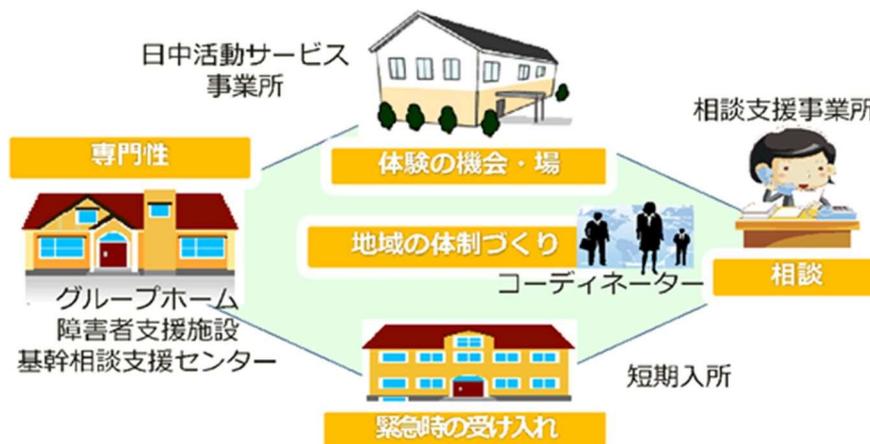
(1) 整備の計画

北区は、第6期北区障害福祉計画において、令和5年度末までに、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、地域で安心して暮らすための機能をもつ拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標に掲げている。

(2) 整備の手法

北区では、拠点等の5つの機能を柱として、地域の様々な社会資源を有効に活用しながら、区と複数の事業所・機関が分担して機能を担う“面的な体制整備（面的整備）”（※）を目指している。

図：拠点等の面的整備型のイメージ（国資料より抜粋）



※ 拠点等の整備手法について

国は、拠点等の整備手法として、すべての機能を集約した施設を整備する「多機能拠点整備型」または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等を示し、地域の実情に応じて整備するよう示している。

北区では、機能を集約した施設がない現状を踏まえ、グループホームや短期入所事業所の協力を得て、「面的整備型」による段階的な整備を目指すこととした。

(3) 整備の状況

令和3年3月に、拠点等の機能を担う事業所として、重度障害者グループホーム「らららたきのがわ」が開設し、面的な体制整備を開始した。

また、令和4年度からは、「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」が、緊急時の受入れや地域での体験宿泊を提供するための居室を新たに整備し、拠点等の機能を担っている。

令和5年度末までの拠点等の整備完了に向けて、引き続き地域の事業者等の協力体制の確保・連携を図りながら、体制の構築を目指す。

4 拠点等の機能と整備の考え方

拠点等に求められる機能は以下のとおりであり、現在、法人に協力をいただき整備されている機能は「5 拠点等の機能を担う事業所」のとおりである。その他の機能について、区では、従来からこれらの機能を担ってきた機関や事業・取組があることから、今後、連携体制等の強化を図り、拠点等の構成機関としての位置付け、整備を進めていく。

| 機能 | 内容 |
|---------------|--|
| ① 相談 | <ul style="list-style-type: none"> 障害相談係（王子・赤羽）、滝野川地域障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）の5か所で、障害者の総合相談・専門相談を実施 緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート 相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援 |
| ② 緊急時の受入れ・対応 | <ul style="list-style-type: none"> 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保（障害者（児）緊急一時保護事業） |
| ③ 体験の機会・場 | <ul style="list-style-type: none"> 短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施 |
| ④ 専門的人材の確保・養成 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を確保 |
| ⑤ 地域の体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制の確保（施設の整備誘導） 地域の社会資源の連携体制の構築 自立支援協議会における報告、検討 |

5 拠点等の機能を担う事業所（令和5年7月時点）

| 法人名「事業所名」 / 所在地 | 担う機能（主な対象者） |
|--|--|
| 社会福祉法人さざんかの会 「らららたきのがわ」 /滝野川 3-53-10 | <ul style="list-style-type: none"> ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 （身体障害者、知的障害者、精神障害者） |
| 社会福祉法人晴山会 「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 /西ヶ原 4-51-1 | <ul style="list-style-type: none"> ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 （身体障害者、知的障害者、障害児） |

6 今後の予定

緊急時を想定した体制の整備を中心に、5つの機能の視点で不十分な機能について、自立支援協議会や各専門部会において検討する。

相談機能については、「相談支援機能強化型体制加算」(※)の適用を受けている区内相談支援事業所と連携し、利用ニーズや課題の把握に努め、緊急時の対応が可能な相談支援事業所の拡充を図っていくことを想定している。

※ 相談支援機能強化型体制加算

「24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している」、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している」等の要件を満たす場合に対象となる加算。

7 他区の整備状況

東京都の資料によると、令和4年度末時点で17区が整備済み、令和5年度中に整備予定が4区である。

整備手法については「面的整備型」が8区、「多機能拠点整備型」が2区、「多機能拠点整備型+面的整備型」が6区、その他が1区となっている。